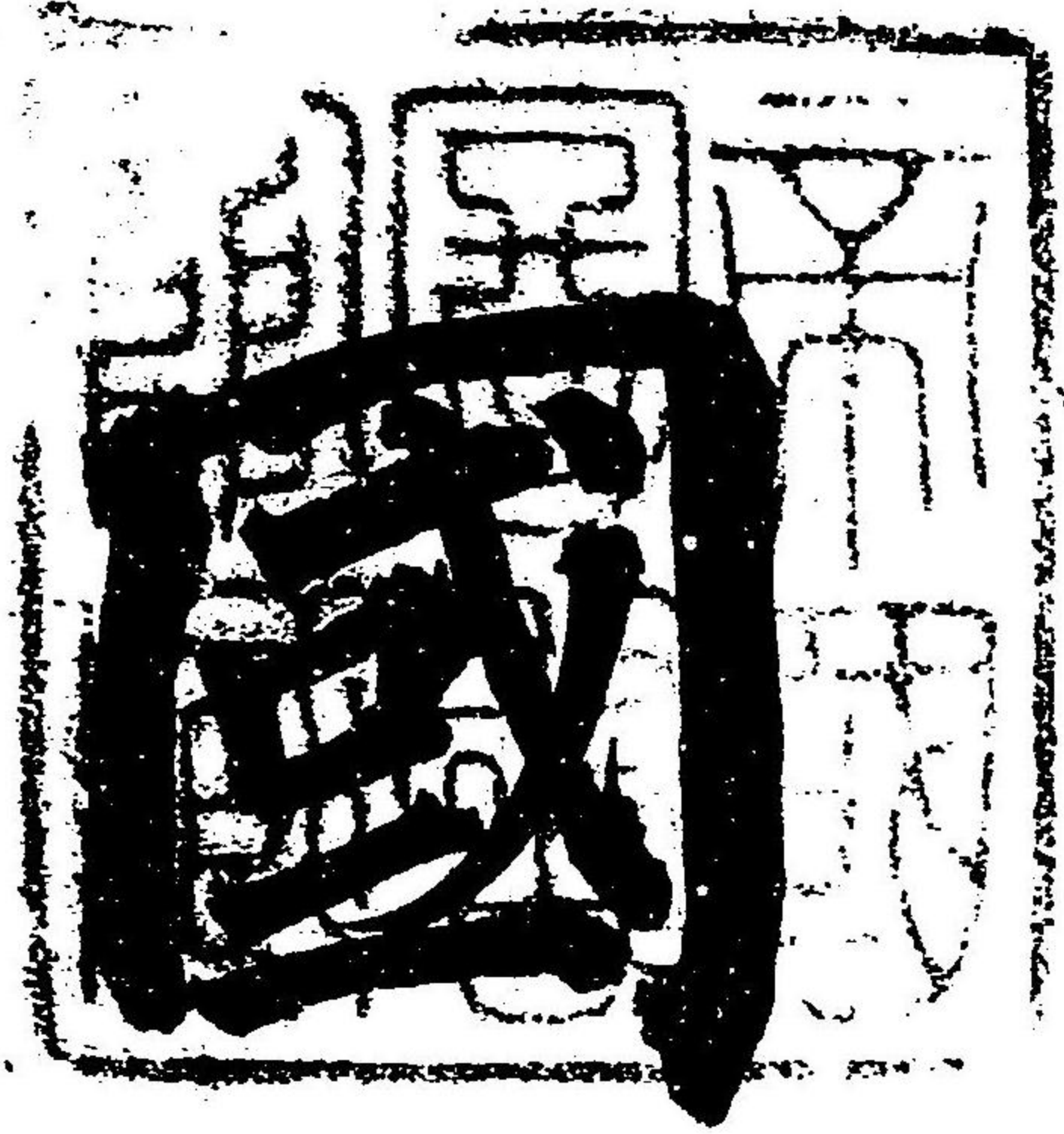


國民讀本

伯壽大隈里信著

246-174



國民讀本

伯爵大隈重信著

明治  
43. 3. 1

御製

いづれに御記

たのむは御記

いづれに御記

いづれに御記

御歌

志ろ 志ろ

志ろ 志ろ

志ろ 志ろ

志ろ 志ろ

志ろ 志ろ

聖上皇太后陛下御製歌御答一首  
國民讀本八卷首に奉掲せしむる事  
著者大隈伯の懇望による所なり  
筆は渡りて明治四十二年二月の  
ことなり

樞密顧問官兼御歌撰 佐藤 虎之助 筆

## 自序

國民讀本は、大日本の國體と國民性とを闡明し、現時の法治國に於ける國家組織の綱領と、國民の責任とを概説し、また忠君愛國の新意義を指示し、兼て日本國民の理想を顯明せり。主として義務教育年限を終へ、將來帝國臣民たるの權利義務を享有して、與に俱に國家の進運を扶持し、國民の康福を増進して、國體の精華を發揚し、大日本帝國の理想を實現せしむべき責任ある青年男女の補習讀本とし、以て現今

教育の不備を補ひ、また貴賤老若男女の別無く、一般國民をして、その本分と價值とを確信せしむるに於て、必ずや之に資する所あらん。

本書を讀むもの、大いに心すべきことあり。ここに恭しく卷頭に掲げたる

天皇陛下御製一首

皇后陛下御歌一首

は、本書のため特に御歌所長男爵高崎正風翁の拜寫せられたるものにして、書中また御製御歌六十一首を謹記することを得たるは、予の感佩に堪へざる所

なり。庶幾はくは讀者と共に日夕之を拜誦して、至仁至明なる聖慮に答へ奉らんことを。

明治四十三年二月

大隈重信識

書中に謹記せる  
 天皇陛下御製は單に「御製」と記し、  
 皇后陛下御歌は單に「御歌」と記す。

# 國民讀本目次

## 第一篇 大日本の國基

第一章 天壤無窮の皇室	一頁
第二章 國民の資性	
第一節 至誠の道	四
第二節 忠君愛國	六
第三節 孝悌友愛	八
第四節 廉恥の心	一一
第五節 好潔の民	一三



第六節 同化の力……………一五

第二篇 大日本帝國の發達

第一章 豐葦原の中津國

第一節 建國創業……………一七

第二節 皇權の伸張……………二〇

第三節 藤原氏時代……………二三

第二章 封建時代

第一節 武門の政治……………二六

第二節 封建の社會……………三二

第三節 武士道……………三五

第四節 文物の興隆……………四一

第五節 開國の由來……………四三

第三篇 今上の御親政

第一章 明治維新

第一節 大政奉還……………四九

第二節 維新の大詔……………五二

第三節 廢藩置縣……………五八

第二章 立憲政體の創始

第一節 專制政治の弊……………六一

第二節 立憲政體の要旨……………六五

第三節	立憲政體の由來	六八
第四節	立憲政體の準備	七三
第五節	大日本帝國憲法の制定	七七
第三章	立憲政體	
第一節	統治の大權	八三
第二節	臣民の權利義務	八六
第三節	帝國議會	八八
第四節	法律と命令	九二
第五節	選舉權の尊重	九五
第四章	行政の機關	
第一節	中央政府	九八

第二節	地方の行政	一〇三
第三節	自治制度	一〇五
第五章	法律の擁護	
第一節	裁判所	一〇九
第二節	訴願及び行政裁判	一一二
第三節	警察の制度	一一四
第四節	監獄の制度	一二六
第六章	國家の兵備	
第一節	軍備の要	一二九
第二節	兵役の義務	一三三
第三節	陸海軍の編制	一三八

第七章 運輸及び通信

第一節 運輸機關……………一三一

第二節 通信機關……………一三五

第八章 國家の交際

第一節 世界的關係……………一三七

第二節 締盟國……………一四〇

第九章 國家の財政

第一節 歲出歲入……………一四三

第二節 納税の義務……………一四五

第三節 公債……………一四八

第十章 國家の富源

第一節 殖産興業……………一五〇

第二節 勤儉貯蓄……………一五四

第三節 富の運用……………一五七

第四節 通貨及び銀行……………一六〇

第十二章 國家の膨脹

第一節 臺灣及び樺太……………一六三

第二節 韓國の保護……………一六六

第三節 關東州の租借……………一六九

第十三章 國民の教化

第一節 教育の道……………一七一

第二節 品性の修養……………一七七

第三節 國民の健康……………一八〇

第四篇 大國民の理想

第一章 臣民と國家……………一八三

第一節 個人の責任……………一八三

第二節 家族の結合……………一八六

第三節 郷黨の團結……………一八八

第四節 國家の向上……………一九〇

第二章 國旗の光

第一節 日本の天職……………一九三

第二節 平和と人道……………一九五

第三節 國民の道德……………一九八

國民讀本目次終

御製

いにしへのふみ見るたびにおもふかな  
 おのがをさむる國はいかにと  
 てるにつけくもるにつけて思ふかな  
 わが民くさのうへはいかにと  
 くにたみは一つ心にまもりけり  
 とほつみおやの神のをしへを

# 國民讀本

伯爵 大隈重信著

## 第一篇 大日本の國基

### 第二章 天壤無窮の皇室

御製

神代よりうけし寶をまもりにて  
 をさめ來にけり日の本つ國

皇室は大日本の眞柱まはしらなり。神代このかたの國史

は皇室を本とす。皇室は億兆の宗家にして、天皇は臣民の君父にまします。

世界の諸國はしばく革命を経て、王統を更へたり。獨り大日本帝國は然らず、天祖の開きたまへる國基は萬古に堅く、君は日の神の統を傳へ給ひ、國は神代の寶を護れり。大日本は即ち神國にして、君臣の分おのづから定まり、國體の美、宇内に比無し。

我國は皇祖肇國知らず古より、列聖相承け、天津日嗣の高御座に天の下を治め、仁愛の政を以て萬民を安んじ給へり。仁徳天皇は、民の貧しきは、朕の貧し

きなり、民の富めるは、朕の富めるなりと宣ひ、今上天皇陛下は「天下億兆一人も其所を得さるときは、皆朕か罪なれは」と仰せ下さる。畏こきかな、帝徳昭昭として日月と光を同じくし、皇統連綿として天壤と與に窮り無し。尊きかな、五十鈴河の流長へに絶えず、神路の山萬づ代に動き無く、昔ながらに宮柱太しき立て、堅磐常磐に大皇國知らしめす。

## 第二章 國民の資性

### 第一節 至誠の道

御 製

めにみえぬ神の心にかよふこそ

ひとのこゝろの誠なりけれ

至誠は神國の道にして、これに由るは人の道なり。道徳は皆之を基とす。誠なるが故に、克く忠信、克く孝悌、禮あり、義あり、利を貪らず、惡を念はず、嫉まず、誇らず、阿らず、仁厚寛恕、苟も喜怒を色にせず。神祇を祀るに誠を旨とし、鏡を懸けて心の影を照

らし見る。私利を神明に求むるが如きは、古より日本民族の道とする所にあらず。

心だにまことの道にかなひなば

祈らずとても神やまもらん

と古人が詠じたるは、希臘の神が「己れを知れ」と誥げ、支那の賢者が至誠如神と説きたるに似て、ことに意味の深長なるを覺ゆ。至誠は天の道にして、また我國の教なり。

第二節 忠君愛國

御製

ちはやぶる神の心にならむ

わが國民のつくすまことは

上は仁愛を本として萬民を安んじ給ひ、下は誠忠を旨として皇室を戴き、國家に奉ず。天孫降臨このかたの御親衛たりし大伴氏の祖が、

海ゆかば 水つく屍かばね

山ゆかば 草むす屍

大君の 邊へにこそ死なめ

長閑のどには死なじ

と歌ひたる、また鎌倉三代の將軍右大臣實朝が、

山はさけ海はあせなむ世なりとも

君にふた心われあらめやも

と詠じたる、これわが國民の眞心なり。

されば政體時に推移を免れざりしと雖も、苟も朝憲を輕んじ、不軌を謀るの徒を出し、こと無し。畏るべき革命の絶えて我國に無きは、また國體の然らしむる所なり。



### 第三節 孝悌友愛

御 製

たらちねの庭のをしへはせばけれど  
ひろき世にたつもとゐとはなれ

忠孝は其歸一なり。忠臣は孝子の門に出づ。父母に孝なるが故に、兄弟に友、また夫婦相和し、朋友相信ずるの徳となり、忠君愛國の誠となる。推し及ぼしては國民の一致となり、更に萬邦の和親となる。日本人は敵を愛するの仁心に富めり。神功皇后は征韓の砌、姦暴は聽す勿れ、自ら服ふは殺す勿れと

宣はせられ、今上陛下は、

國のためあだなす仇はくたくとも

いつくしむべきことを忘れそ

と諭させたまふ。

昔、羅馬の民は順ふ者を安んじ、逆ふ者を挫き、平和の計を定むるを以て理想としたりと雖も、其歴史は好戦殺伐の事蹟にして、積弊の致すところ遂に國を滅ぼしたり。争戦を事として不仁なる邦は永存せず。然るに我國史を顧みれば、干戈相見ゆるに臨みても、敵を慈む仁心は常に流露せり。正行は敵兵に

藥餌、衣食、武具を給し、謙信は甲州に鹽を贈り、島津義弘は文祿の役内外戦死者の爲に弔靈碑を建て、また曩の二大戦役に際しては、俘虜を優遇して、赤十字の精神を顯揚したり。かの羅馬の大將ポンペイウスが叛徒六千を磔し、秦の白起が降兵四十萬を阬あなにし、また十字軍の時、歐洲の基督教徒が異教徒七萬を焚き殺したるが如き殘虐暴戾は、日本人の敢てするに忍びざる所なり。

#### 第四節 廉恥の心

御製

おのが身をかへりみずして人のため  
つくすや人のつとめなるらむ

廉恥の心とは、名譽を尊び、富貴に矜らず、義理を重んじ、非道を惡み、その極、身を顧みずして仁を成し、義を行ふに至るを謂ふ。

古人の訓に、武士は子孫の名を思ひて振舞ふべし。限ある命を惜みて、永く汚名を取るべからず。さりとして二つなき命を死ぬまじき時に失ふは、言甲斐な

き名を取るなり。すべて武士は心を軽々しく持つまじきものぞと戒めたり。これ雷に武士のみならず、四民皆等しく此心を心とせり。

昔、士人は我に二心無ければ、ふた心無しと誓ふは無用ぞと斥けたり。町人すら借用證文に、此金子萬一期限内に及び返濟仕らず候節は、町内にて人て無しと御笑ひ下され候とも、相構ひ申さず候と書くものありき。不義を行ひ、弱者を虐げ、約束に背くは、最も人の愧づる所にして、辱を蒙らするは、強大なる社會的制裁なり。

### 第五節 好潔の民

#### 御歌

しろたへの衣の塵はそらへども  
うきは心のくもりなりけり

清潔を尙ぶもまた日本人の性なり。蓋し洵美なる天地の化育と、神は不淨を忌むとの信念とが、夙に國民をして好潔の民たらしめたるなり。

神祇を拜するに、はらひみそぎ祓禊の式あり。風に拂ひ、水に濯ぎて、六根清淨を禱るは、神國の教たり。神社に御手みかた洗うしあるは之が爲にして、大祓は禁中公事くじの一つなり。

神を祭るには清淨を旨とし、祭具には白木、土器の質素にして新なるを用ひ、火は石に燧ち、木に鑽る。この祭祀の俗はまた國民を感化して、常に清潔を好むの風を成せり。

我國は天朗かに、地清く、秀で、は富士の山となり、湛へては瀬戸の海となり、發きては櫻となり、薰りては菊となる。我等この天地に生まれ、純潔を愛せざらんとすとも得んや。

### 第六節 同化の力

御 製

わが園にしがりあひけり外つ國の

草木のなへもおほしたつれば

日本は偉大なる嶋帝國なり。皇道明かにして、四時序を違へず、また能く外邦の侵略を禦ぎて、民泰平を樂しめり。而して古より潮流、候風に送られて、三韓、支那、南洋の諸民族の歸服せし者多く、皆皇澤に浴し、風土に化せられて、神孫皇胤と融合し、遂に一大日本民族を成せり。

我國民は最も同化の力に富む。更に之を其制度、文物、宗教、學術に徴せよ。往古には支那、印度、近くは西洋の文明を移植し、能く之を運用して、政治を改め、文教を興し、風俗を遷し、以て人智を啓導せり。これ夙に和魂漢才の言ある所以なり。直に他の長を探りて國本を培養し、他邦文明の精粹を吸収して自國の發展に資す。世界無比の舊邦にてありながら、其命の日々に新なること、誠に故あるかな。

## 第二篇 大日本帝國の發達

### 第一章 豊葦原の中津國

#### 第一節 建國創業

樞原のとほつみおやの宮柱

御 製

たてそめしより國はうごかず

太古の世既に大小の君長おのく、縣邑部落を作し、互に兵戈を執りて權力を争ひしに、天祖、諸神と議り、皇孫を此土に下し給ひ、是吾子孫可王之地也、宜爾

皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮矣、と宣ひき。皇孫乃ち神勅を畏こみ、國つ神と稱する豪族を服へて、豊葦原の千五百秋の瑞穂の國を經始し給へり。

その頃の世は宗廟を祀るを以て政治の要旨とし、國を統べ、縣を治め、政令、刑賞概ね神慮に基づきたり。之を祭政一致の世と謂ふ。

神武天皇は皇孫の正統を承け、夙に雄志大略おはしき。天祖の遺勅を奉じ、西偏を出で、舟師をひきゐて東遷し、降るを懷け、背くを討ちて、都を大和の橿原

に奠め、大八洲一統の帝業を創め給へり。

神武創業より以來、數百年の間は神代よりの舊態を保ち、國に大小の氏族あり、おのく私領私民を有して族制を守り、星辰の太陽を繞るが如くに、皇室を中心として奉仕したりき。

## 第二節 皇權の伸張

御 製

昔より流たえせぬ五十鈴川

なほよるづ代もすまむとぞ思ふ

崇神天皇の祭政を分つの端を開き給ひ、また將軍を四道に遣はして、戎夷を平げしめ給ひたる後、景行天皇の西征あり、日本武尊の東征あり、垂仁天皇の朝には、任那<sup>ミミナ</sup>を服して日本府を置き、神功皇后は、三韓を征して朝貢せしめ、皇化八洲に洽く、帝威海外に加はりぬ。

既にして儒教の傳來あり、尋で佛教の渡來あり、推古天皇の御宇以來は、隋、唐との交通を開き、遣隋使、遣唐使を送りてその制度、文物を迎へたり。かくて大陸の文明は、我國に浸潤して開化を助け、儒、佛の教は、神國の道と混化して道德を盛にせり。宮殿、佛閣の壯大なる建築も成り、美術、工藝は發達したり。こゝに於てかまた政治の改新を促し來りぬ。

孝徳天皇大化の世に及び、古來の氏族制度を改め、貴族豪族の私領を廢して、國郡の政とし、八省百官を置きて、文武の大權を統べ、民の貢租を徴し、天下を掌

に收め給へり。また禮法を立て、位冠を制し、威儀燦然として備はり、皇謨いよく定まりぬ。

### 第三節 藤原氏時代

大化の改新を翼賛して大功ありしは、藤原鎌足なり。君臣の遇合深く、權勢隆々として他の門地に越え、子孫また其人あり、關白となり、攝政となり、皇室の外戚として、國政を擅にし、位人臣を極めたれば、

此世をばわが世とぞおもふ望月の

かけたることもなしとおもへば

と詠じて、富貴榮華を誇るに至りき。されど曾て人臣の分を踰ゆるの振舞ある者無かりしかば、時世の



變遷につれて、其權力に盛衰はありながら、藤原氏の門葉は、なほ皇室の恩寵と、祖先の餘徳とにより、長く朝廷輔弼の臣となりて、明治の世に及べり。

藤原氏の榮時に當りては、百般の制度殆ど備はり、文學、美術また盛なりき。然れども良房、基經以來、一族専ら私門の利を營みて、朝權を弄び、政綱を紊りしかば、前に宇多天皇の菅原道眞を擧げて、外戚の權を抑へんとしたまへるあり、のち後三條天皇を始とし、白河、鳥羽兩法皇の院政となりてより、さしも榮華に矜りし藤原氏の權勢もおのづから地に墜ち、望月の満ちたる影も漸くに缺けたり。

## 第二章 封建時代

### 第一節 武門の政治

御歌

君と臣の道あきらけき日の本の  
くにはうごかじよるづ代までも

日本の封建制度は源氏に始まりて、徳川氏に成り、興廢の跡正に七百年を経たり。

國民皆兵たるは我國の古制にして、天皇親ら之を帥ゐ給ひしが、中世に及びて、世態の移變に伴ひ、兵農おのづから分れ、將帥の職は、武門の世襲となりたり。

是より先き國郡の政は布かれたりと雖も、なほ大小の豪族、莊園を有し、甲兵を蓄へ、自ら武士と稱して地方に雄視し、互に強を競ひて黨を爲し、遂に分れて源平二氏に屬するに至れり。加ふるに世は昇平久しきに亘りて、漸く文弱の弊に苦しみ、武勇を尙ぶの風を生じたるがため、武門武士の勢力次第に盛なるを致し、且つ藤原氏が世々文事を重んじ、武備を輕んじたるは、兵馬の權武門に移るの素因を爲して、朝威天下に行はれず、所在亂を作す者出て來て、遂に保元、平治の大亂を生ぜり。此に至りて政權また藤原氏を

去りて武門に歸しぬ。

是よりして平氏の專横となりしが、驕れる者久しからずして亡び、尋て源氏の勃興となりき。

頼朝大志あり、院宣を奉じて亂を平げ、諸國に守護を置き、莊園に地頭を置きて、幕府を鎌倉に開き、天下を統ぶるの實權は之を一身に集めたりと雖も、厚く朝廷を尊び、皇室の下に幕府を建て、君臣の分を違へずして、他國に例なき封建の掟を始めたなり。

源氏は三代にして跡を繼ち、北條氏が陪臣を以て國命を執るや、天子蒙塵の禍ありしかど、泰時出で、

政道を正し、法度を固め、王土を安んじて人民を育み、身は卑官に甘んじて敢て驕らざりき。時宗また英邁にして能く元寇を禦ぎ、國難を排せり。畏こくも今上陛下は、その護國の功を追賞して、特に高位を贈りたまひ、また皇后陛下は、

仇波はふたゝびよせずなりにけり

かまくらやまの松のあらしに

と詠ませられぬ。高時暗愚にして政治を亂りしかば、勤王の武士争ひ起りて、北條氏遂に滅びたれど、高時の自刃せるや、一族郎黨二百八十三人、みな臣子の

節に殉じたり。

建武中興の業成り、王政一たびは古に復りしかど、久しからずして政權再び武門に移りて、足利氏の世となりぬ。この時に際し、楠木氏、新田氏等の一族悉く王事に斃れ、忠節を全うして、世道人心の鑑となりぬ。

足利氏の時に及びて、皇統南北に分れたりしが、三代義満に至りて遂に合一せり。室町將軍の世は争鬪幾ど絶ゆる日なかりしかど、なほ外國の文物を輸入して、學藝を進めたり。而して其する戰國となり、

天下麻の如く亂れ、朝廷また式微を免れざりき。

織田氏出て、武を振ふや、先づ朝儀の廢たれたるを興し、皇室を奉じて撥亂反正の業を創めしが、不幸中道にして斃れぬ。豊臣秀吉下卒の間より起り、信長の志を繼ぎて、皇室を尊び、海内を平定し、餘威海外に及べり。徳川氏その後を承けて封建を大成し、爾來三百年の昌平を致しき。

## 第二節 封建の社會

封建の世に方りてや、大小の諸藩分立して、互に武備を嚴にしたるがため、國家の統一を害し、交通の便を妨げたり。これと同時に舊來の階級制度は彌繁密となりて、士農工商の別固定し、おのゝく其職を世にせり。従ひて門地系統に由らざれば、才智ある者も志を成すことを得ず、武士は百姓町人を賤しめて、之と齒<sup>よはひ</sup>するを屑しとせず、君長は臣下に對して、無限の權力を有したり。また血統を偏重して、他の階

級と婚姻を通ぜざりき。

この階級制度は人の自由競争を絶ち、上級の者は富貴安逸に慣れ、身體精神ともに薄弱となりて、雄健なる實力は却て下級の者に存したり。維新の改革を翼賛して大功ありし者の、多くは下流の武士より出でたること故なきにあらず。

斯の如きは獨り、我國のみならず、何れの邦に於ても、社會進化の順序として、必ずや一たびは經由せざる可からざる所なり。然るに日本は其國體として、人みな至誠を道とし、上は仁愛を心とし、下は忠孝を

旨とするが故に、篤實なる情誼は常に峻嚴なる法度を和らぐ。こゝを以て封建の餘弊も、歐洲諸國に於けるが如く、その甚しきに陥らざることを得たり。幕府政柄を握りて天下を治めしより、王權復た振はざりしと雖も、是たゞ政體の變たりしのみ、文治の衰へて、武斷となりたるに過ぎず。幕府の政權は天皇の委任し給ひし所なれば、將軍の更任は宣下に待ち、大機は勅裁を仰ぎ、大小の諸侯を率ゐて皇室に臣事したり。

### 第三節 武士道

御製

いかならむことにあひても撓まぬは  
わがしきしまのやまとだましひ

我國古來の徳教は、封建の時代に武士道となりて、世道人心を維持したり。武士道は日本の國粹にして、宇内の儀表たり。

武士道は至誠忠孝を本とし、神を敬ひ、佛を尊び、慈悲仁愛に厚く、禮節を守り、律義正直にして、名譽を重んじ、義勇の精神に富むを要とす。神とは皇祖皇宗

なり、氏の祖なり。佛道も我國に入りしより、神道と混合して、祖先崇拜を主とするの教となりぬ。而して士農工商ともに天照大神を祭り、天皇を現神あきつかみと崇め奉り、武士は殊に八幡大菩薩を念じて、弓矢の護とせり。

武勇を尙び、質素を旨とするは、我國古來の氣習なり。殊に鎌倉以來、藤原氏文弱の弊に懲り、勤儉尙武を以て士氣を鼓舞したるより、風俗は著實となり、庶民其堵に安んじて國力の増殖に努めたり。

封建の世、士道彌興るや、忠義氣節を重んじ、不義非

道は武門の汚辱、家道の名折ななとしたり。堅忍不拔の精神を鍊磨し、小憤を發せず、輕舉に馳せず、富みて驕らず、貧しくして亂せず。家祿に離れし浪人も、身は饑渴に迫れど、鎧櫃にはなほ黄金を貯へて、不時に備ふることを怠らず。常に油斷を戒め、治に居て亂を忘れず、變に處して泰然たるの覺悟を有せり。武藝を以て膽力を鍛ひ、儒學、禪學を以て心氣を養ふは、武士教育の骨子たり。

勇者は倨らず、智者は禮あり。武士の謙讓にして、禮節を主とするは、國風の然らしむる所にして、また

儒教の訓なり。射御飲食に作法あり、敵と刃を交ふるの間にもなほ禮儀あり。戰國の世既に茶道、諸禮の發達したるを見る。主従、師弟の禮式は固より、決闘、切腹にも嚴格なる作法ありき。

忠孝の念は犠牲、献身の徳となり、身を殺して仁を成す。此精神また日本國民の資性にして、武家の時代に及び、益發達したり。君、君たらずとも、臣は臣節を持して、生命を鴻毛の輕きに比し、君父の仇は俱に天を戴かざりき。

慈悲、仁愛も武士の徳なり。此心また發しては風

雅の情となり、戰場に猛き武夫（のぶ）も、自然の風物に思を寄せ、文事に長けたるも多かりき。

士人は公明正大を貴び、表裏反覆を賤しみ、出所進退を明かにす。

大和心の美はしきは、櫻花の爛漫として梢に満ち、また朝の風に潔く散りて、なほ餘芳を留むるにも似たり。實に

しきしまの大和心を人とは

朝日に匂ふやまざくらばな

花は櫻木、人は武士、その徳風は百姓町人にも及び、



祖宗の遺訓を體する武士道は、また四民の道となれり。

#### 第四節 文物の興隆

徳川氏が天下を一統するや、武を偃<sup>や</sup>せ、文を盛にし、儒學を以て政道の要とせり。幕府率先して學問所を立て、諸藩競りて學館を置き、町家村里遍く寺子屋を設けき。徳川光圀は國史を修め、國學者は古學を唱へ、共に國體を闡明せり。經學、史學より、俚俗の文學に至るまで、此時を以て大いに興隆し、美術、工藝また著しく發達し、加ふるに和蘭人との交通により、世界の新知識を吸收するの端を發きて、向上的なる日

本國民は、將に來らんとせる開國の準備をなしたりき。

家康もと經濟の道に長じ、戰國以來の疲弊を醫し、民力を休養するを以て、夙に幕政の方針とせり。諸藩皆之に倣ひて産業を奨め、富源を開き、國力を充實せしめたり。

### 第五節 開國の由來

御製

よきをとりあしきをすて、外つ國に  
おとらぬ國となすよしもがな

國を開きて外邦と交通貿易し、その制度、文物の長を採るは、古より日本民族の素志なり。然るに宇多天皇の朝、唐の内亂のために遣唐使を廢せし以來、外交振はざること殆ど六百年なりき。されど其間また我民族は能く小舟を操り、北海に、南洋に萬里の波濤を蹴りて海外に發展したり。

戰國の世、西班牙人イスパニヤ、葡萄牙人ポルトガル等が來航して、宗教と共に銃器、築城法、醫藥等を傳へたり。秀吉、家康ともに意を外交に用ひ、家康の如きは、彼たとひ害意を抱きて來るとも、我は善意を以て之を迎ふべしとし、自ら外人を延きて異邦の文物を學びたり、また東方に亞米利加大陸あるを知りて、之と交通を企てたることあり、英國王の國書に應へて、修好を欲するの親書を贈りたることあり。然るに天主教徒の不穩なる舉動ありしより、遂に家光の世に鎖國令を發し、外人を逐ひ、邦人の外航を禁ぜり。是より日本人の雄志

は全く抑壓せられ、僅に支那、和蘭オランダの商人が特許を得て長崎に來り、その文物を傳へたることあるのみ。

然れども世界の氣勢は日々に進み、航海業は發達し、汽船は發明せられ、日本のみ獨り東海の中に鎖國して、泰平の夢を貪ること能はざるに至りぬ。此時に當り北米合衆國は、日本を開きて世界の文明を入れしめんとし、嘉永六年水師提督ペリーペリーを使節とし、國書を齎もたらし、浦賀ウラガに來りて、修好を請はしめたり。朝野愕然として、議論紛起したりと雖も、翌安政元年、幕府は米國と修好條約を締し、尋で歐米諸國と通商條

約を結びたり。

思ふに、外交長く絶えたる後、國政若し文治に偏して武備を怠りしならんには、文弱の弊或は濟すくふべからざるに至りしやも亦知るべからず。然るに封建の政治は、勤儉尙武を以て國本を培養したれば、久しく泰平に狃れたれども、士氣未だ亡びびず、財力を豊かなるものありき。加ふるに國民ひと齊しく萬難を凌ぎて祖國を護るの覺悟を抱き、而も國內文化の發展は、西洋日新の文明を迎ふるに堪へたるを以て、遂に些もわが國體を傷つくること無くして、開國の大業を

成就するを得たり。

桐火桶かきなでながら思ふかな

すきまおほかる賤が伏屋を

あつしともいはれざりけりにえかへる

みづ田にたてる賤をおもへば

おもほえず夜をふかしけり國のため

たふれし人のものがたりして

御製

### 第三篇 今上の御親政

#### 第一章 明治維新

##### 第一節 大政奉還

御製

なつの夜もねざめがちにぞ明かしける

世のためおもふことおほくして

曩に幕府が外國と條約を締結せるや、國論沸騰し、  
或は武力を以て外人を驅逐すべしとして、鎖港攘夷  
を唱ふる者あり。或は此國難に乗じて幕府を倒し、

王政を復古すべしとして、尊王討幕を標榜する者あり。或は朝廷と幕府とを和協し、内治外交の難局を處理せんとして、公武合體を計る者あり。物情恟々として、志士の國難に殉ずるもの少からざりき。

既にして外國領事の來るあり、幕府の使節を海外に遣るあり、國際の關係は遂に政令二途に出づるを許さざるに至りぬ。幕府の命數是に於てか盡く。

慶應三年、今上陛下御踐祚あらせらるゝや、十月將軍慶喜内外の形勢を察して、大政の奉還を乞ひ、今日の狀態に至れるは、畢竟臣が不徳の致す所にして、慙

懼に堪へず。況や外國との交際日に盛なり、愈朝權一途に出でずんば、綱紀張り難し。之に由りて舊來の陋習を改め、政權を朝廷に奉還し、天下の公議を盡して聖斷を仰ぎ、同心協力、ともに皇國を擁護して海外諸國と對立せしめんと奏聞せり。天皇直に之を容れて將軍の職を免じ、久しく武門に委任せられたる政權を收めて、世を親政の古に復し給へり。

第二節 維新の大詔

御歌

國のためくだしたまひしみことのり  
かしこさになく君が御代かな

慶應三年十二月王政復古の大號令を布きて、神武創業の精神に則り、開國進取の國是を立て給ひ、尋て明治元年正月開交の大詔を下して、宇内の公法に基づき、各國との交際を開くと宣せられたり。乃ち太政官を復し、門流に由らず、人材を登用して大政を翼賛せしめ、天皇之を親裁し給へり。別に諸藩の選出

せる貢士と、民間より拔擢せる徴士とを用ひて、公議を採るの制を立て給ひぬ。

此歲三月十四日、天皇百官諸侯を率ゐて紫宸殿に臨御し、天神地祇を祭りて、五箇條の御誓文を告げ給へり。

- 一 廣く會議を興し、萬機公論に決すへし。
- 一 上下心を一にして盛に經綸を行ふへし。
- 一 官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ、人心を  
して倦ましめさらんことを要す。
- 一 舊來の陋習を破り、天地の公道に基くへし。

一 知識を世界に求め、大いに皇基を振起すへし。  
 此日また臣民をして聖旨を奉體せしめんがため、更に御宸翰を下し給ひぬ。

朕幼弱を以て猝にはかに大統を紹つき、爾來何を以て萬國に對立し、列祖に事へ奉らんやと朝夕恐懼に堪へざるなり。窃に考るに、中葉朝政衰てより、武家權を専らにし、表には朝廷を推尊して、實は敬して是を遠け、億兆の父母として、絶て赤子の情を知ること能はざる様計りなし、遂に億兆の君たるも唯名のみになり果て、其か爲に今日朝廷の尊重は古に倍せしか如くにて、朝威は倍ます衰

へ、上下相離るゝこと霄壤の如し。斯る形勢にて、何を以て天下に君臨せんや。今般朝政一新の時に膺あり、天下億兆一人も其所を得さるときは、皆朕か罪なれば、今日の事朕自ら身骨を勞し、心志を苦め、艱難の先に立ち、古列祖の盡させ給ひし蹤あとを履み、治蹟を勤めてこそ、始めて天職を奏して、億兆の君たる所に背かざるへし。往昔列祖萬機を親らし、不臣の者あれば、自ら將として之を征し給ひ、朝廷の政總て簡易にして、此の如く尊重ならざる故、君臣相親み、上下相愛し、德澤天下に洽く、國威海外に輝きしなり。然るに近來宇内大に開け、各國四方に相雄飛するの時に當り、獨我國のみ世界の形勢



に疎く、舊習を固守し、一新の效をはからず、朕徒に九重の中に安居し、一日の安きを偷み、百年の憂を忘る時は、遂に各國の凌侮を受け、上は列祖を辱しめ奉り、下は億兆を苦めんことを恐る。故に朕こゝに百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂に萬里の波濤を開拓し、國威を四方に宣布し、天下を富嶽の安きに置かんことを欲す。汝億兆舊來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事と爲し、神洲の危急を知らず、朕一度足を舉れば非常に驚き、種々の疑惑を生し、萬口紛紜として朕か志を爲さゝらしむる時は、是朕をして君たる道を

失はしむるのみならず、從て列祖の天下を失はしむるなり。汝億兆能く朕か志を體認し、相率ゐて私見を去り、公議を採り、朕か業を助けて神洲を保全し、列聖の神靈を慰め奉らしめは、生前の幸福ならん。

これ實に國家臣民を念はせ給ふ大御心にして、臣民の遵奉すべき道を明かにし給へるものなり。之を拜誦せば、千載の下なほ明治盛代の隆運由りて來る所あるを知るべし。

## 第三節 廢藩置縣

幕府大政を奉還して、朝廷文武の大權を統ぶるや、少數の諸侯は此變革を以て一二強藩の意に出でたるものと誤り、兵力を以て新政に抗したるが、日ならずして平定し、徳川氏また恭順を旨としたれば、幸に大亂を見ることなくして、未曾有の改革を行ふことを得、都を東京に遷して、こゝに中央政府を立てたり。而して陛下は徳川氏の舊功を思はせられ、皇室の藩屏たる華族の上班に列ねたまへり。

明治二年、諸侯の版籍奉還を許して、其領地領民を收め、三百諸侯を藩知事に任じ、尋で四年、兵制を改めて、中央政府の基礎確立するや、政府は廢藩置縣を斷行し、藩知事を免じ、人材を舉用して府知事、縣令に任じたり。是に於て鎌倉以來の封建制度は全く破壊せられぬ。

是より先き明治二年には、公卿諸侯の稱を廢して皆華族と爲し、諸侯の家臣領民は悉く天皇の臣民となりぬ。三年には、新律綱領を頒布し、廢刀の令を出し、四年には、穢多非人の稱を廢し、華士族平民の婚姻

を通ずるを許し、五年には、教育令及び徴兵令を發せり。此等の諸改革は封建の風習たりし階級制度を打破し、四民を平等として、自由競争の場に立たしめたり。

## 第二章 立憲政體の創始

### 第一節 專制政治の弊

御 製

かみつよの御世のおきてをたがへじと  
おもふぞおのがねがひなりける

御宸翰もて仰せられし如く、古列祖の萬機を親らしたまひたる世に方りては、朝政簡易にして、君臣相親しみ、上下相愛せしかば、皇澤天下に洽く、國威また海外に輝きしなり。其政體は專制なりしかど、爲政の要は、君民の一致、國家の昌榮に存せしを以て、立憲

政治の精神と相距ること遠からざりき。

歐洲の歴史に徴するに、專制の時代に於ては、君主の意志は即ち法律にして、人民は君主に服従するの義務あれど、國家に對するの權利無く、意志の自由を伸ぶること能はざりしかば、暴君上に在りし時は、下は壓制に苦しみたり。之が爲に往々革命の亂を起し、君主を逐ひ、國家を覆すことありき。されば近世に至りて、各國ともに專制を廢し、人民に參政權を與へ、立憲政治を布きて、國家の治安と隆盛とを圖るに至れり。

我國は國體の然らしめたる所、專制の弊曾て諸外邦に於けるが如く、その甚しきに至らざりき。されどなほ御宸翰に宣へるが如く、中世以降攝家及び武門専ら政權を握り、表には朝廷を推尊しながら、實は敬して之を遠ざけ、皇室と臣民とを疎隔せしかば、朝威ために漸く衰へたり。これ實に專制の餘弊にして、歴代の聖旨に反すること大なるものなりき。されば明君の世に出で給ふや、或は外戚の權を抑へ、或は武門の勢を制して、上下の疏通を計らせたまはんとの御心ありしかど、政治組織の專制なりしが

故に、其弊を除きたまふこと能はず、億兆の君にましましなから、たゞ名のみになり果て給ひたりき。今上御位に即かせられて、悉く専制の政を廢し、新に立憲の制を始めさせ給へるは、其旨誠に遠きかな。

## 第二節 立憲政體の要旨

御製

ちよろづの民よこゝろをあはせつゝ

國にちからをつくせとぞおもふ

立憲政治は文明國最善の政體なり。憲法を立てて、君主統治の大權を明かにし、臣民の權利義務を定め、議會を開きて國政に參與せしめ、上下共に國事に任ず。君主は議會の協賛を経たる法律と、政府の責任を負へる命令とを以て國家を治め、臣民は法律、命令に遵ひて、權利を尊重し、義務を嚴守し、以て國民た

るの分を盡す。

立憲國の行政は、其責の歸する所、國務大臣に在り。大臣の施設宜しきを得ず、國家の發達を計るに適せざるときは、君主は官吏を任免するの大權を以てその職任を解き、更に優良なる才幹を擧ぐるの制なり。國務大臣が君主に對して重大なる責任を負ふものなることは、帝國憲法に明記せらる。されば憲政は專制と異なり、一二の權臣國政を擅にして、私利を圖ること能はず、君意能く民衆に及び、下情能く上達し、與に俱に國家の康福を増進すべく、兼て專制政治に

伴ひ易き禍害を防ぐことを得べし。

憲法は國家の基礎なり、臣民は之によりて自由と權利とを保障せられ、また其義務を規定せらる。此權利を實用し、此義務を確守せざるものは、憲法の神聖を解せずして、常に自ら立憲の民たる資格を棄つるのみならず、また國家の進運を害して、不忠の責を免れざるなり。英國の人民が憲法に背くは、反逆の罪を犯すものなりとし、無智の小民すら憲法の尊きを知るは、これ實に英國國民の堅實なる所以にして、其國家が強大を致せる原因なり。

### 第三節 立憲政體の由來

御製

いそのかみふるきためしをたづねつゝ  
あたらしき世のこともさだめむ

今上の大政を親らしたまふや、先づ舊來の陋習を破り、知識を世界に求むべしと誓はせられ、何を以て萬國に對立し、祖宗に事へ奉り給はんやと、朝な夕なに御憂慮ましく、今日之事朕自ら身骨を勞し、心志を苦め、艱難の先に立ち、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始めて天職を奏して億

兆の君たる所に背かざるへし」との畏こき大御言さへ下し給ひしなり。

こゝに廣く海外の大勢を顧みさせ給ふに、近來人智大いに開け、各國四方に雄飛し、文物、制度殆ど備はらざる無きに際し、我國獨り世界の形勢に疎く、舊習を固守すべきにあらずと宸慮し給ひ、速に泰西の法を參酌して、先づ法典、軍事、教育等の制度を一新し給ひたり。

また海外の先進國は憲法を基礎とし、上下心を一にして國家の重任を分ち、以て其富強を致すものな

れば、憲政は即ち文明國最善の政體にして、わが皇祖皇宗の定められし國是にも適ひ、萬機を公論に決すべしとの維新の皇謨にも合するものなることを明察し給へり。因りて内治外交の進歩し、臣民能く任に堪ふべき日を俟ちて、憲法を立て、國會を開かんと期し、爾來重きを憲政の準備に置き、百般の施政を計らせ給ひき。

陛下また九重の深きを出て、親ら王土に照臨したまはんとて、先づ都を東京に遷させたまひたり。かくて前朝に例なき東西の御巡幸となり、聖駕の跡四

方に遍くして、審に下情を察し給ひ、或は山野の間に大演習を統監せられ、或は學校に臨幸ましまして、軍事、學事を勵まし給ふ。また

やまのおく島のはてまでたづね見む

世にしられざる人もありやと

の御製あり、廣く天下の人材を擧げて、國政の刷新を圖らせ給ふ。

陛下は斯く躬ら玉體を勞し、叡慮を苦しめ、艱難の先に立たせられ、苟も仁澤の天下に洽からざらんことを憂へたまひ、臣民の能く智徳を磨きて、立憲帝國



の要素を成さんことを慮らせ給へり。我國立憲政體の由來する所、實に陛下が祖宗の御偉業を繼述し、國家臣民の幸福を冀はせたまふ聖旨に外ならず。されば陛下に忠にして、祖國を愛する我等臣民は、必ずや憲政の尊き所以を知りて、善く其美を濟し、心を協せて國家に奉事せずんばあるべからず。

#### 第四節 立憲政體の準備

御製

しら露のおきふしごとと思ふかな

民のはぐさのさかゆかむ世を

維新の親政は、立憲政體の準備にありたれば、明治元年すでに徴士、貢士をして公議を上らしめ、太政官に議政官を置きて諮詢の府とせり。明治七年始て地方長官會議を開き、「全國人民の代議人を召集し、公議輿論を以て律法を定め、上下協和、民情暢達の路を開き、全國人民をして各々其業に安んじ、以て國家

の重を擔任すへきの義務あるを知らしめんことを期す。故に先づ地方の長官を召集し、人民に代て協同公議せしむ」との告諭を下し給ひき。また「漸次に國家立憲の政體を立て、汝衆庶と俱に其慶に頼らんと欲す」との詔を發せられて、元老院を設け、立法の府とし給ひたり。のち明治十一年、府縣會規則を發布して、始て地方議會を起されたるより、公議を採るの制は更に一步を進めき。

是より先き泰西思想の我國に流入せしや、自由民權の説を歡び迎ふる者次第に多く、新聞紙の起るあ

りて、盛に政治を評論し、また板垣、副島、後藤等の民選議院に關する建白あり。地方議會の開かるゝに及び、板垣氏は全國の同志を糾合して愛國公黨を創立し、輿論を喚起して國會開設の請願を爲したり。是に於てか自由民權の思想は國內に傳播し、人民は請願の權利あることを自覺せり。

當時廟堂に在りし著者の如きも、速に國會を開設すべしと主張したる一人なりき。もと維新の皇謨は公議輿論を採るにあり、政府の方針は憲政の準備に在りしかば、遂に明治十四年に至りて、二十三年を

期し、帝國議會を開設すべしとの大詔煥發せられたり。この時著者は野に下りて、同志と改進黨を組織し、板垣氏等の自由黨と相對して、聊か國民の政治思想を發達するに努め、以て國會開設の日に備へたり。

第五節 大日本帝國憲法の制定

御製

あし原のみづほの國のよろづ代も

みだれぬみちは神ぞひらきて

我國が立憲政體を創始せんとするや、列國等しく目を側め、中には東洋の民族の憲政に適するやを疑ふものさへ無きにあらざりき。然るに明治十五年、陛下は早く既に伊藤博文に命じて、憲法の草案を起草せしめ給へり。

この後、我國憲法の體制に就きては、朝野の間に、多

少の論争あるを免れざりしが、草案一たび成りて、樞密院の審議に附せらるゝや、陛下は常に公明深仁の聖旨を以て親裁し給ひ、陛下の親愛したまふ臣民は、皇祖皇宗の惠撫慈養したまひし所の臣民の子孫なれば、其康福を増進し、其智徳を發達せしめんことを軫念あらせられたり。また國民みな常に皇業を翼賛して、與に俱に國家の進運を扶持せんことを望ませられ、臣民の權利と財産の安全とを保護するの大御心より、こゝに千載不磨の大典を欽定せられて、祖宗以來の國是を確立し給へり。

明治二十二年紀元節の佳辰に當り、神明に告げ、億兆に示して、大日本帝國憲法を宣布し給ふ。

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トナ中心ノ欣榮トシ、朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ、現在及將來ノ臣民ニ對シ、此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス。

惟フニ我カ祖我カ宗ハ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ、我カ帝國ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ。此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト、茲ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ、國ヲ愛シ、公ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ。朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫

ナルヲ回想シ、其ノ朕カ意ヲ奉體シ、朕カ事ヲ獎順シ、相  
與ニ和衷協同シ、益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ、祖  
宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ、此  
ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

これ世界の歴史に於ける曠古の盛事なり。萬民  
歡呼して之を迎へ、皇恩の優渥なるに感泣せり。

憲法は天皇之を臣民と與に守り給ひ、皇室の專意  
を以て之を變更せらるゝことなし。若し將來世運  
の推移と共に、其條章を改正するの必要を見るに至  
らば、天皇親ら發議の權を執りて、帝國議會に附せら

れ、議會は憲法の定むる要件に依り之を議決するの  
外、臣民も亦敢て之が紛更を試みることを得ず。

凡そ何れの國も立憲政體を創むるに方りては、必  
ずや劇烈なる紛争を起して、許多の生命を犠牲とす、  
故に其憲法は血を以て購へりと稱せらる。大日本  
帝國憲法は則ち然らず、陛下が臣民を慈みたまふの  
叡慮に由り下し給へる恩賜なり。我等臣民殊に篤  
く之を遵奉せずして可ならんや。況や重ねて詔を  
下し、『國家統治の大權は朕か之を祖宗に承けて、之  
を子孫に傳ふる所なり。朕及朕か子孫は將來此憲

法の條章に循ひ、之を行ふことを愆らさるへし」と  
宣ひ、また「朕が在廷の大臣は、朕が爲に此憲法を施  
行するの責に任すべく、朕が現在及將來の臣民は此  
憲法に對し、永遠に従順の義務を負ふへし」と仰せ  
られたるをや。然るに臣民にして苟も憲法を輕ん  
ずるが如きことあらば、則ち聖旨に背くの甚しきも  
のなり。

### 第三章 立憲政體

#### 第一節 統治の大權

御製

あかつきのねざめしづかに思ふかな  
わがまつりごといかゞあらむと

大日本帝國憲法は七章、七十六條より成り、天皇統  
治の大權と、臣民の權利義務とを其二大綱領とす。  
天皇統治の大權は帝國憲法の首章に特筆せられ、  
大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス  
と明記せらる。これ固より天祖の神勅なり、また我

國體の本義なりと雖も、今茲に之を法文に録して臣民に示し給ふものなり。

また天皇は國の元首にして、統治權を總攬し、憲法の條規に依り之を行ひ、法律を裁可し、其公布及び執行を命ずと定めて、立法、行政、司法の大權の基づく所を明かにす。

また天皇は法律を執行し、臣民の幸福を増進し、又は其災厄を避くるため命令を發し、文武の官制を定め、官吏の任免を行ひ、陸海軍を統帥し、戰を宣し、和を講じ、條約を締結し、戒嚴を宣告す。爵位勳章等の榮

典を授與し、大赦、特赦、減刑、及び復權を命ずるの權も、また天皇の有し給ふ所なり。

## 第二節 臣民の権利義務

日本臣民の享有する権利義務は、帝國憲法第二章に於て列記せらる。臣民は法律、命令の定むる所の資格に應じ、均しく文武官に任ぜられ、及びその他の公務に就くことを得べし。また其所有權を保障せられ、法律の範圍内に於て居住、移轉、信教、言論、著作、印行、集會、結社等の自由を有し、信書の秘密を侵されず。法律に依るにあらずして、逮捕、監禁、審問、處罰を受けず。法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を

奪はるゝことなし。また規程に従ひて請願するの權を與へらる。

日本臣民は法律の定むる所に依り、兵役及び納税の義務を有す。而して此等臣民の権利義務は、戦時又は國家の事變に際して、天皇大權の施行を妨ぐることなし。



## 第三節 帝國議會

帝國議會は、明治二十三年十一月を以て始めて開設せられ、天皇は百官諸僚を率ゐて貴族院に臨御あり、貴衆兩院の各員を召して、開會の勅語を下し給へり。朕即位以來二十年の經始する所、内治諸般の制度粗々其綱領を擧げたり。庶幾くは皇祖皇宗の遺徳に倚り、卿等と俱に前を繼ぎ、後を啓き、憲法の美果を收め、以て將來に益々我か帝國の光烈と、我か臣民の忠良にして、勇進なる氣性とをして、中外に表明ならしむることを

得ん。

是に於てか東洋最初の帝國議會は開かれぬ。

帝國議會は、貴族院、衆議院の兩院を以て成立し、その權能は帝國憲法第三章に於て規定せらる。貴族院は、貴族院令の定むる所に依り、皇族、華族及び勅任せられたる議員を以て組織し、衆議院は、選舉法の定むる所に依り、國民より公選せられたる議員を以て組織す。

法律は皆帝國議會の協賛を経るを要し、兩院は政府の提出する法律案を議決し、及び自ら法律案を提

出するの權あり。また天皇に上奏し、臣民の請願書を受くるの權を有す。且つ質問、建議等を以て間接に行政を監視するの任あり。

議會はまた政府の財政を監督するの權あり。國家の歳出、歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べきものと定められ、且つ豫算は先づ衆議院に提出せらるゝものとす。これ衆議院は主として納税の義務を負へる國民の代表者を以て成れるが故にして、憲法の精神の存する所を知るべし。

豫算は國家財政の標準にして、施政の方針に伴ふ

ものなれば、帝國議會の議案中最も重要なるものなり。故に朝野見を異にするの動機となり、爲に或は議會の解散となり、或は内閣の更迭となることあり。政府は豫算案を提出するの權あると共に、決算を報告するの義務あり。議會はまた政府の會計を監督して、之を審査するの權を有す。

## 第四節 法律と命令

進歩したる國家は完全なる法律、命令によりて統治せらる。之を稱して法治國と云ふ。

我國上古は慣習を以て不文の法律とせしが、支那と交通するや、其制度に倣ひて律令を定めたり。封建の世となりては、また慣例を主として各種の法度を立てしに、維新以降、國家の進運と、國際の關係とは、帝國法典の完成を促し、政府は夙に法典編纂に意を用ひ、明治三年に及びて新律綱領を頒布し、また太政

官に制度取調局を置き、八年に民法編纂委員を命じ、十三年に刑法、治罪法を發布し、更に數回の改正を加へ、法理に調和するに、我國固有の慣習を以てして、遂に現行の法典を布くに至れり。法典は民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法これなり。他にまた單獨の法律あり。

法律の制定、改定及び廢止は議會の協賛を経るを要す。命令とは、多く政府の行政に關し發するものにして、天皇の裁可に依るものを勅令と云ひ、内閣總理大臣又は各大臣の職權若くは特別の委任に由り

て發布するものを閣令、省令と云ふ。此等は共に議會の協賛を経ず、法律と形式を異にすれども、また法律と均しき效力を有す。されど命令を以て法律を變更することを得ず。

緊急を要する場合に限り、天皇は法律に代るべき勅令を發し給ふことあり、之を緊急勅令と稱し、法律を廢止また變更するの效力を有す。されど緊急勅令は次期議會の承諾を経るを要し、承諾なきときは爾後その效力を喪失す。

### 第五節 選舉權の尊重

御製

國民のちからのかぎりつくすこそ

わが日の本のかためなりけれ

帝國臣民は立憲政治の恩澤によりて、祖先の未だ曾て享くること能はざりし多大の權利を得たるなり。我等國民は憲法に依りて負ふ所の義務を盡すと共に、また之に依りて得たる權利を守るの精神に缺くる所あるべからず。此權利は、陛下が臣民の懿徳良能を發達せしめ、其康福を増進し、國家の大事を

分擔せしめんが爲に授けたまへるものなることを忘るべからず。

代議士選舉の權を有する者は、自ら知識道德を磨き、國家の重任を分つ精神を恪守し、常に選舉權の神聖を重んじて、眞に國民を代表するに足るべき人物を選舉し、以て日本帝國の福利隆運を扶持せざるべからず。若し利慾に馳せ、權威に畏れ、主義を枉げ、節操を棄て、賤劣貪汚の代議士を選出して、之に委ぬるに國家重大の政務を討議するの權を以てすることあらんか、これ實に憲法制定の聖旨に戻り、小にし

ては自己を害し、大にしては國家を誤るものと謂ふべし。

## 第四章 行政の機關

### 第一節 中央政府

御 製

よのなかの人のつかさとなる人の  
身のおこなひよたゞしからむ

天皇親ら萬機を總攬したまふと雖も、國務の執行は、大局に明通し、事務に鍊達して、忠直清廉なる輔弼の臣を得て之に任ず。

維新の初、古制に則りて太政官を置き、七省を設け、大臣、卿、參議を任じて、國務を掌らしめ、諸省みを指令

を太政官に仰ぐの制なりき。

歲月漸く加はり、中外の事多端なるに及びて、官制の更張を要し、明治十八年に太政官の諸職を廢し、更に内閣總理大臣及び外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の十大臣を以て内閣を組織し、各其責任に當らしむ、之を國務大臣と稱す。内閣は國務大臣會議し、御前に事を奏するの所とす。國務各大臣入りては大政に參し、出で、は各省の職に當り、均しく陛下の手足耳目となる。内閣總理大臣は専ら中外の要務に當り、旨を承けて行政各部の統一を保つ

の重任を有す。これ即ち現今の内閣組織にして、日本帝國の政府なり。

内閣官制の定まるや、陛下は「官守ヲ明カニシ、以テ濫弊ヲ除キ、選敍ヲ精クシ、以テ才能ヲ待チ、繁文ヲ省キ、以テ淹滯ヲ通シ、冗費ヲ節シ、以テ急要ヲ舉ケ、規律ヲ嚴ニシ、以テ官紀ヲ肅ニシ、徐カニ以テ施政ノ整理ヲ圖ラントス。是レ朕カ諸大臣ニ望ム所ナリ」との詔を下して、行政の綱領を示し給へり。

憲法には「國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ、其ノ責ニ任ス。凡テ法律、勅令、其ノ他國務ニ關スル詔勅ハ國務

大臣ノ副署ヲ要ス」と明記す。即ち國務執行の責任は、天皇に在らずして、一に國務大臣に存し、大臣の任免は君主の大權に屬す。

樞密顧問は、天皇至高の顧問にして、天皇の諮詢に應へ、重要な國務を審議するを任とす。而して自ら發案するの權なきものなり。

また宮内大臣及び内大臣の職あり、共に國務に與らず。宮内大臣は天皇を輔佐して、皇室百般の事務を處理し、また華族を監督す。内大臣は常侍輔弼し、御璽、國璽を尙藏し、詔書、勅書等宮廷の文書に關する

事務を掌るの職なり。

## 第二節 地方の行政

御製

わがこゝろおよばぬ國のはてまでも  
よるひる神はまもりますらむ

國家行政の首腦たる中央政府は、政務の敏捷圓滑なるを圖るがため、之を分ちて地方官廳に委任し、各地の事情に應じて實施せしむ。中央政府管轄の下に道廳、府縣廳あり、法律、命令に循ひて、おのゝ所轄管内の行政事務を掌る。また地方官廳監督の下に郡役所、島廳、市役所、區役所、町村役場あり、皆法律、命令



に循ひて管内の行政を分轄す。

北海道廳に長官あり、府縣に知事あり、郡に郡長あり、島に島司あり、共に國家の官吏なり。

### 第三節 自治制度

#### 御歌

ほどく心に心をそぐあがたるの

水にうるほふよものたみぐさ

立憲國の臣民は、善く治めらるゝの民にして、また善く自ら治むるの民たらざるべからず。統治の大權の下に、代議自治の權行はれ、以て國運の隆昌を計るは、即ち善美なる立憲帝國なり。

我國は古より自治の組織を有し、隣保郷黨相扶けて、國法に遵ひ、風俗を正し、業務を勉め、貯蓄を勵み、道

路、水利等の便益を興すの風あり。明治維新の後、公議輿論を採り、國務の負擔を臣民に分たんがため、帝國には立憲の政體を立て、地方には自治の制度を布き給へり。

明治十一年始て郡區町村編制法を發布し、明治二十一年に及び、「朕、地方共同ノ利益ヲ發達セシメ、衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ、隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ、益之ヲ擴張シ、更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認ム」との詔を下して、市町村制を公布せられしより、市町村は府縣郡

の監督の下に完全なる自治體となれり。

市町村會は公民の選出したる議員を以て成り、法律、勅令の定むる所に従ひて、地方に關する一切の事件を議決し、また市町村吏員及び市參事會員等の選舉を行ふ。市長は市會の推薦に由り、勅裁を経て就任し、町村長は町村會の選舉に係り、地方長官の認可を得て就職するものなり。

道府縣郡は完全なる自治體を成すものにあらざれども、明治十一年以來、いづれも公選に由りて成立する地方議會を有して、その地方費の歲出入豫算を

議決し、決算を審査するの權能あり、法律、勅令の範圍内に於て一種の自治體を成す。

自治制度に於て最も貴重なるものは公民權なり。公民權は自治體の基礎にして、自治の盛衰は、一に此權を有する公民の良否に由るものなり。

凡そ官職、公職に任ずる者は、地位の高下を問はず、みな其責あり。嘗て詔にも『治亂安危ノ本ハ、任用其人ヲ得ルト、得サルトニアリ』と宣へり。故に官吏、公吏は廉恥を重んじ、貪汚の行爲あるべからずと嚴規し、過失ある者を懲戒するの法また備はれり。

## 第五章 法律の擁護

### 第一節 裁判所

法律は道德と其源を一つにす、法律の基礎は正義なり。國法を犯す者は、道德を敗り、安寧秩序を害するが故に、國家は之を處罰せざるべからず。また權利を侵害せられたる者は、正理に訴へて之を恢復するの途なかるべからず。これ裁判所の設ある所以なり。

司法の大權は、立法、行政の大權と共に、天皇に在る

を以て、裁判所は天皇の御名に於て、法律に依り、正邪曲直を糺して、裁判を宣告し、執行を命令す。

されど裁判官の判決にも、時に過失なきこと能はず。故に地方裁判所の判決に不服なるときは、控訴院に控訴し、更に進みて至高の法廷たる大審院に上告するの途あり。

司法は行政の干渉を容さず、之を司法権の獨立と稱す。裁判官は終身官なり、法律に照らし、公明なる裁判を以て臣民の權利を擁護し、刑罰を處斷するの職權を有す。司法権の獨立は進歩したる國家の要

義なり。

國に法律備はり、また裁判所の設ありと雖も、之が爲に訟を好むの風あるべからず。人々紛議を起すことあらば、つとめて友人先輩の仲裁に依り、情誼を以て其落著を計るべく、たゞ已むを得ざる時にのみ法廷を煩はすべきなり。法官の罪を斷ずるにもまた正義に加ふるに、仁恕を以てせざるべからず。

## 第二節 訴願及び行政裁判

國家の行政に服従するは臣民の本分なり。されど法律、命令の範圍内に於て與へられたる權利は之を尊重すべし。

行政事務に關して、若し下級の行政廳の處分に不服なるときは、上級の監督廳に訴願し、至當の解決を要求して、權利を主張することを得べし。之を訴願と謂ふ。

また行政廳自ら違法の處分を撤回せざるときは、

更に之を特別の判決機關に訴へて、其處分の廢止又は變更を請求し、權利の保護恢復を圖ることを得べし、故に行政裁判所の備あり。

### 第三節 警察の制度

御歌

あらしき風ふせぐ夜もりのありてこそ

よのたみぐさはゆたけかりけれ

國家の安寧秩序を維持し、人民の生命、財産を保護して、危害を豫防し、又は之を除去するがため、警察制度の必要あり。

警察は國家行政の補助機關にして、また人民の保護者なれば、國家の保安より、道路、家屋の取締、風俗の矯正、衛生の監督等に至るまで、其職務の範圍頗る廣

し。或は司法を助け、法律を犯す者を逮捕して、之を裁判所に引渡し、或は法律の規程によりて、自ら犯罪人を處分することを得るものなり。

地方官廳に警察部あり、其下に警察署を設く。東京府に限り、警視廳を置き、警視總監之に長たり。

憲兵も亦安寧秩序を保全するがため、軍事警察を掌るものにして、兼て普通警察の補助をなす。

若し非常の事變あるに際し、警察力不足するとき、地方長官は所在の軍隊に依頼して、其力を假るところを得るものなり。

#### 第四節 監獄の制度

御 製

天をうらみ人をとがむることもあらじ

わがあやまちを思ひかへさば

國は犯罪者を處罰し、其權利と自由とを奪ひて、これを拘禁するの監獄なかるべからず。監獄とは既決の罪囚及び未決の刑事被告人を拘禁する處なり。往時は囚人を遇すること苛酷にして、之を苦しむるを旨とせしが、今や治獄の法大いに改まりて、懲治と訓誨とを以て、罪人に改悛の念を起さしむるを精神

とし、教誨師を置きて懇に訓誡を加へ、また他日社會に出で、正業に就くの便を得しめんが爲に、各種の職業を習はしめ、且つ其勞銀を貯蓄し置き、以て出獄後の用に備へしむ。

罪人を拘禁するは治政の要務なり。之が爲に集治監、地方監獄等を設けて、國庫は巨額の費用を支辨せざるべからず。若し徳風普く行はれて、國法を犯す者なく、他人の權利と幸福とを侵害し、延いて自己の人格と自由とを喪失する者の跡を絶つに至らんか、この監獄費を以て、優に五大學を經營して、國家有

用の人材を養成することを得ん。以て國民道德の  
進歩は、また國家經濟の本旨に合するものたるを知  
るべし。

## 第六章 國家の兵備

### 第一節 軍備の要

御製

弓矢もて神のをさめしくにびとは

ことなき世にもこゝろゆるすな

國家は兵力強く、法度正しく、文教昌なるべし。國家は一日も軍備なかるべからず。軍備の嚴なるは國家の威信を示す所以にして、以て能く國土を安んじ、外國の侮を禦ぐ。されば列國は相競ひて軍備を嚴にし、兵器を精にして、漫に相侵さず、常に武装



して國際間の平和を保てり。今や人と人との争を決するに、刀刃を以てするの蠻習は去りて、之に代ふるに公明なる法律あり。されど國と國との争起り、國際談判もしくは仲裁に頼りて、兩國に満足を與ふること能はざるときは、兵火に訴へて雌雄を決せざるべからず。

戦は已むを得ざるに起る。正義の國は他國の不義横暴を制せんがためにのみ開戦す。戦を好むが故に兵を動かすべきにあらず。たゞ國家は一旦緩急あるに臨みて、正義を貫かんが爲に、常に強大なる

兵力を養ふものなり。

軍備は重んずべく、戦争は慎むべきものなれば、何れの國も憲法に於て、兵馬大權の所在を定む。我國は天皇、大元帥として陸海軍を統帥し、宣戰講和の大權を掌握し給ふ。而して國民皆兵たるの制にして、常時には數十萬の兵を養ひ、戦時には之を數倍するの備あり。

我國今や皇澤下に浴く、たとひ誤りて不穩の舉に出づる者ありとも、警察制度の完備せるが故に、能く之を鎮撫することを得べく、また兵力を要せず。さ

れば我國に軍備あるは、列國と對峙して、國家の存立を固くし、その威信を保つがためにして、曩の二大戦役に際し、國運を賭して強國と戦へるや、海陸共に全捷を制して、天皇の稜威（かいつ）と祖國の光榮とは、いよく宇内に輝けり。

## 第二節 兵役の義務

御製

しきしまのやまと心のをしさは  
ことあるときぞあらはれにける

兵役はわが國民の最も大いなる義務の一つなり。明治五年徴兵令を布きて、満十七歳より満四十歳に至るの男子は、皆均しく兵役の義務を有し、召に應じて國家の防衛に任ずべきものと定めらる。徴兵は主として陸軍兵役に服す。海軍兵は海岸、嶋嶼の壯丁より徴召し、また志願兵を採る。將校を

養成するが爲には、陸海軍共に特設の機關あり。兵役は現役、豫備役、後備役、補充兵役、國民兵役に分たれ、一定の期間之に服するの制なり。此令出で、以來、武門武士の階級は全廢せられ、國民悉く武士となりて、國家を防衛するの權利を得たり。

明治十五年一月、陸海軍人に勅諭を賜はりて、

朕は汝等軍人の大元帥なるを、されは朕は汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰きて、其親は特に深かるべき。朕か國家を保護して、上天の恵に應じ、祖宗の恩に報いまるる事を得るも得ざるも、汝等軍人か其

職を盡すと盡さゝるとに由るをかし。我國の稜威振はさることあらは、汝等能く朕と其憂を共にせよ。我武維揚りて其榮を耀さは、朕汝等と其譽を偕にすへし。と宣はせられ、且つ軍人の日夜服膺して忘るべからざるの道を訓へ諭させたまへり。

- 一 軍人は忠節を盡すを本分とすへし。
- 一 軍人は禮義を正くすへし。
- 一 軍人は武勇を尙ふへし。
- 一 軍人は信義を重んずへし。
- 一 軍人は質素を旨とすへし。

右の五ヶ條は軍人たらんもの、暫も忽にすへからず。さて之を行はんには、一の誠心こそ大切なれ。抑此五ヶ條は我軍人の精神にして、一の誠心は又五ヶ條の精神なり。心誠ならざれば、如何なる嘉言も、善行も、皆うはへの裝飾にて、何の用にかは立つへき。心たに誠あれば、何事も成るものそかし。況してや此五ヶ條は天地の公道、人倫の常經なり、行ひ易く、守り易し。

兵制は完備し、軍器は精銳なりとも、兵士にして忠良ならずんば、軍隊の強大は得て期すべからず。凡そ兵の勝敗は人に在りて、器にあらず。陛下が勅諭

を下し賜はりし勅旨も、亦實に此に存す。此勅諭は、嘗に軍人の道たるのみならず、また一般臣民の明教なり。

### 第三節 陸海軍の編制

御製

ますらをに旗をさづけておもふかな

わが日の本の名をかゝやかすべく

我國現時の陸軍制は、幕末の世に方り、外國の兵制、戦術を學びたるに始まり、維新の後、更に制を歐洲に採り、參酌を加へてその進歩を圖り、前後二回の大役を経て、今日の強大と完備とを見るに至れり。銳利有效なる軍器、火藥の如きも邦人の發明製造に係るもの少からず、且つ斷えず之に改良を加ふ。

陸軍は歩兵を以て主兵とし、全國に十九個師團を置き、要地に聯隊を配備して衛戍せしむ。また臺灣、樺太を守備し、滿洲、韓國に駐屯せしむ。近衛師團は専ら禁闕を守るを任とす。他に要塞砲兵ありて、國土の關門たる要塞を警備す。

聯隊に軍旗あり、天皇親ら之を授け給ふ。軍旗は聯隊の生命なり。

海軍も亦幕末に、歐洲の制に則りて以來、著々として進歩し、多くは内國の製造に成れる軍艦、武器を備ふ。

全國に五鎮守府あり、之に艦隊を配備し、船渠を設け、海兵團等を置く。海軍はまた平時に在りて、通商貿易を保護し、國民の海外發展を助くるの任務を有す。

由來海國民たる日本人は、能く海兵たるに適し、軍艦を操縦するに巧なり。我國には精銳なる海軍ありて、近海を守り、外寇を禦ぎ、以て其名譽を陸軍と等しくす。

## 第七章 運輸及び通信

### 第一節 運輸機關

御 製

白雲のめぐりくゝてさまゞの

くにのすがたをみてかへらなむ

過去一百年間に於ける汽船、汽車、電信、電話の發明は、世界の大勢を一變せしめたり。今や電信は一日にして世界の情況を報じ、東西兩半球の廻遊も僅に一箇月を要するに過ぎず。斯くて地球上の諸邦國は、航路、鐵道、電線によりて、縦横に聯絡せらるゝに至

れり。

封建時代に於ける我國の交通は甚だ備はらず、藩割據して、要害のために、或は關を設け、或は峻山に道路を開かず、急流に橋梁を架せずして、故らに人馬の往來を不便ならしめたり。然るに明治の世に至り、國道縣道等を修理、開通して先づ國土の脈絡を通ぜり。

鐵道は明治五年始て東京横濱間に開通せられし以來、年と共に四通八達し、今や北は北海道より、南は臺灣に亘りて、幹線支線縱横に敷設せられ、而して僅

少の短線を除くの外は皆國有なり。また國力の發展に伴ひ、韓國鐵道と南滿洲鐵道とを經營し、西伯利亞鐵道に聯絡して、以て直に歐洲に通ぜしむ。

鎖國時代に於て千石以上の船舶を造ることを禁じたるより、海の見たる日本民族の雄志も一旦挫折したりき。然るに開國以來、造船、航海の事業共に年を逐うて發達し、わが船舶は世界の洋上に國旗を翻しつゝ、航行して、通商貿易に従事す。また國內に於て能く二萬噸以上の戰艦、商船を製造することを得るに至れり。

港灣は國の門戸なれば、内外の交通頻繁となるに従ひ、その重要なるものを改築して、文明の設備を施し、以て海陸聯絡の便を加へんとす。税關を設け、外國貿易を行はしむる港を稱して開港といふ。

我國は地勢上、洪水の多きを免れず。河水一たび氾濫せば、鐵道、電線は忽ち不通となりて、運輸通信を妨ぐるのみならず、田畑を害し、民家を破りて、産業の大損失を來す憂あり。されば河心を浚渫し、堤防を築造し、森林を栽植して、洪水の災を除くは、國家及び公共の事業として之を忽にすべからず。

## 第二節 通信機關

昔は僅に大都の間に通信の便ありしに過ぎざりしが、明治の初年に郵便制度を設けてより、今や山間僻陬の地も、書信の達せざる所なく、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金の法また備はれり。且つ萬國郵便聯合に加盟して、廣く世界と消息を通ずることを得るに至れり。

電信もまた大いに發達して全國に通じ、且つ海外諸國と聯絡す。無線電信は、洋上の船舶と互信する



の便を供す。

電話は大小の都會に架設せられたるのみならず、また數百里を隔て、相語るの便あり。海外と無線電話を通ずるの日も、或は遠きにあらざらん。

## 第八章 國家の交際

### 第一節 世界的關係

御歌

おほやしまみいつくしみの廣き世は  
波のちさともとなりなりけり

世界は一塊なり。未開の世に於てすら、潮流、候風、氣象等の自然作用は、四方の隔絶を破りて、人類が未だ自覺せざりし間に、既にその開化を促したりしなり。然るに人文發達し、交通進歩するや、世界の距離は次第に縮小して、列國の利害關係は甚だ密接とな

り、一國の政治、經濟、文藝、軍備の盛衰消長は直に他國に影響す。歐米の恐慌は日本の經濟に變動を及ぼし、某國に天變、地異、疫癘等の災厄來ることあらば、我國もまた之が爲に痛痒を感ずること少からず。

歐米最新の學理と發明とは、我國も直に之が應用を試み、また各種の萬國會議の開催せらるゝや、之に参加して、世界共通の緊要問題を考究す。斯の如く世界各國は互に密接なる關係を有し、決して一國の孤立を許さざるなり。故に文明諸邦は相倚りて一個の團體をなし、其間に一定の交際規則を設くるの

必要を自覺し、相互に便利有益なる慣例を選びて一種の法律とし、慣例の未だ一定せざる事に就きては特に條約を結び、以て各、外交に賴り自國の發達を計るに便にす。これによりて世界平和の基礎を鞏固にし、不幸にして交戦するの際と雖も、其敵に對してなほ守るべき規約あり、之を平時及び戦時の國際法とす。

## 第二節 締盟國

我國は世界の二十三箇國と條約を結びて、常に善く遠人に交はり、國民の品位を保ち、帝國の光榮を發揚せんことを努む。條約を締結せる國を稱して締盟國と云ふ。

領事は彼我通商の事務を處理し、公使は相互の政府を代表し、大使は各元首を代表す。また一國皇室の大禮に際して、他國の皇室より大使を特派することあり。公使、大使は自國の元首より、任地の元首に

對する國書を齎して、直に之を其主權者に捧呈す。

大使は強國の間に於て交遣するを例とす。我國が歐米の數國と之を交遣せるは、明治三十七八年戰役後に始まる。

顧みれば幕府が條約を結びし頃は、國勢をほ未だ列國と對等の權利を以て交際すること能はず。列國は法典の不備を唱へて、わが裁判權に従ふことを肯ぜず。在留外人の裁判は、各國領事の管轄に屬して、爲に我法權は制限せられたり。外國の商品に課する輸入稅率も、また大いに制限を受けたりき。

明治に至り、法權、稅權を恢復して、獨立國の名實を全うせんがため、朝野深く憂苦し、切りに締盟國に對して、條約改正を要求したり。而して内國に於ては、制度の進歩と軍備の充實とを圖り、また法典を完成して、帝國の信用を厚くするに勉めたれば、明治三十二年始て多年の目的を達し、歐米諸國と對等條約を結ぶことを得たり。此間國家は實に多大の痛苦を嘗めたりと雖も、また之が爲に國運の發展を急速ならしめたり。

## 第九章 國家の財政

### 第一節 歲出歲入

#### 御歌

しろしめす國のみいづをたかめむも  
つめるこがねの山にぞありける

國家の存立を全うし、その統治を計り、國運の隆盛を致さんがため、政府は多大の國費を支出せざるべからず。皇室費を供へ、官吏に給し、軍隊を養ひ、法律を擁護し、罪人を拘禁し、運輸通信を便にし、國民を教育し、また外國と交際する等、その財用頗る多端なり。

政府は之が爲に、毎歲翌年度の歲出歲入豫算を編制して、帝國議會の協賛を求め、以て國用を支辨す。道府縣郡及び市町村等自治體の豫算も亦おのゝ其地方議會の議決を経べきものたり。

諸官廳の出納及び國庫の補助を受くる公私事業の會計を監督するがため、天皇に直隸する會計検査院ありて、國用の決算に違法なからしむ。

## 第二節 納税の義務

政府は固より財産を有せざれば、出づるを量りて入るを制し、その財源を國民に求めざるべからず。

國民は國用を充たさんがため、其收入の幾分を政府に上納す、之を租税と稱す。凡そ國土に生存する以上は、之を統治する政府及び自治體の費用を分擔すること、國民當然の義務なり。

租税の種目は多し。之を大別せば、國税及び地方税なり。國税は國庫の收入にして、之を分ちて二と

す。一は法律上之を直接税と稱す、地租、所得税、營業税の如し。一を間接税と稱す、海關税、砂糖税、酒税、織物税の如し。間接税は物品の價格に影響するものなれば、其消費者が間接に納税するものたり、故に之を消費税とも稱す。

地方税は、多くは直接税にして、地方の政費に充てんがため、地方官廳及び自治體が人民に賦課するものなり。

曾て詔して宣はく、『租税は國の大事、人民休戚の係る所なり』と。それ租税は富の程度に基づきて

徴收すべきものなれば、漫に苛税を加ふるときは、民その負擔に堪へずして、産業廢頽せん。故に租税は法律として議會の協賛を経るを要す。

租税に由る國家の收入を補ふため、政府は鹽及び煙草の專賣を爲し、また國民の便益を圖るため、郵便、電信、電話及び國有山林等の事業を經營す。

### 第三節 公債

國家が新に事業を起さんとするに當り、若くは事變あるに際して、之が爲に巨額の費用を要する時は、單に租税のみを以て、之を支辨すること能はざるがため、負債を起すことあり、これを公債と謂ふ。

中央政府の起債するものを國債と稱し、地方官廳若くは市町村の起債するものを地方債と稱す。また内國に於て募集するものを内國債と稱し、外國に於てするものを外國債と稱す。

凡て國家の債務を處理するものは、政府もしくは自治體なりと雖も、之を負擔償還するものは、國民なり。

## 第十章 國家の富源

### 第一節 殖産興業

御 製

あしはらの國富まさむとおもふにも

あをひとぐさぞたからなりける

國家の興隆する所以は一にあらずと雖も、財力豊かならずんば、これを經營發達せしむること能はず。兵力充實すとも、民力富まずんば、その國勢は振はず。政府の財政はもとより人民の富の程度を標準とす。日本の國家は施設すべき事業多くして、莫大なる國

費を要し、又既に巨額の國債を負擔せり。されば國民たるもの、忽にすべからざるは殖産興業なり。

我國は古より農を以て國の本とするがゆゑに、善く耕し、善く耘り、種子を改良し、肥料を精選して、農産の增收を圖らざるべからず。養蠶、牧畜に出精し、水産を養殖し、鑛物を採掘せざるべからず。森林もまた國家の富源にして、兼て水源を養ひ、洪水の憂を除くものなれば、之を繁茂せしめざるべからず。海陸交通の便を加へ、電氣、瓦斯、水力等の如き自然力の利用を大いにせざるべからず。而して諸般の技術を



精鍊し、商工業を振作し、貿易を殷盛ならしむる等、凡て國富を増益し、國力を發展すべきものは、孜々として之を努めざるべからず。國家の富力はその信用の根柢なり。

由來我國は天然の美に富むを以て、名勝、舊跡、其他風光の地は須らく之を保存して、彌その美を發揮せしむべし。山紫水明の境、通信運輸に便にして、保養行樂にも宜しからば、其地は世界の公園となるべし。風景は國家の裝飾なれば、之を暴殘すべからず。

凡そ殖産興業に必要なるは、資本主と労働者との

一致協力なり。例へば地主は小作人と相助けて、農産を豊かならしむるが如く、百般の生産業は資力と勞力との協同に賴りて、始て繁榮を致すものなり。

## 第二節 勤儉貯蓄

御製

あさけぶり立ちそふ末にしられけり  
民のなりはひすゝみゆく世は

生産に力めて、財力を饒かにすると共に、冗費を省きて、貯蓄を多くせざるべからず。一人、一家族の生活費を節約して、餘財を貯蓄せば、則ち國家の富となるべし。勤儉貯蓄は國家を富強ならしむるのみならず、また風俗を堅實ならしむ。

陛下は常に臣民の勤儉ならんことを望ませられ、

既に教育勅語にも、「恭儉己ヲ持シ」と諭させ給ひたるが、明治四十一年十月に、謂はゆる戊申詔書を下し給へり。

朕惟フニ方今人文日ニ就<sup>ナ</sup>リ、月ニ將<sup>ス</sup>ミ、東西相倚リ、彼此相濟シ、以テ其ノ福利ヲ共ニス。朕ハ爰ニ益、國交ヲ修メ、友義ヲ惇<sup>アツク</sup>シ、列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス。顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ、文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル、固ヨリ内、國運ノ發展ニ須ツ。戦後日尙淺ク、庶政益、更張ヲ要ス。宜シク上下心ヲ一ニシ、忠實業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ、惟レ信、惟レ義、醇厚俗ヲ成シ、華ヲ

去リ、實ニ就キ、荒怠相誠メ、自彊息マサルヘシ。  
 抑、我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト、我カ光輝アル國史ノ成  
 跡トハ、炳トシテ日星ノ如シ。寔ニ克ク恪守シ、淬礪ノ  
 誠ヲ輸サハ、國運發展ノ本、近ク斯ニ在リ。朕ハ方今ノ  
 世局ニ處シ、我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ、維新  
 ノ皇猷ヲ恢弘シ、祖宗ノ威徳ヲ對揚センコトヲ庶幾フ。  
 爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ。

我等臣民は謹みて聖旨を奉體し、我國古來の良俗  
 を進め、おのく生業に勉勵し、浮華輕佻の風を去り  
 て、克く勤儉、克く篤實、以て國家に貢獻すべきなり。

### 第三節 富の運用

#### 御歌

もつ人のこゝろによりて寶とも  
 あだともなるはこがねなりけり

忠實業に服し、勤儉産を治めて、人々餘財あらば、ま  
 た之を運用して、富の利殖を圖るべきなり。利殖せ  
 ざるの富は、土中に埋没せる黄金の如く、瓦礫と擇ぶ  
 所なし。富は之を運用するによりて、始てその眞價  
 を生ず。

世の進歩に伴ひて、富を利殖すべき機關は幾ど備

はらざるなし。各種の銀行あり、郵便貯金の法あり。公債の募集に應ずるも可なり、生命、火災等の保険に加入するも可なり。資金を會社に投じて、商工業を盛大ならしむるも亦可なり。これ單に自ら利益を獲るの途たるのみならず、この富は信用あり、伎倆ある人に依り、更に運用せられて、國家及び公共の事業に須要なる資本となる。

凡そ何れの事業も信用を重しとす、信用なきときは、資本を得ること能はず。銀行の如き金融機關も、商工業の會社も、信用を根柢として、個人の有する資

本を吸収し、之が運用利殖を圖らざるべからず。もし然らずんば、民間の財力は活用の途を失ひて空しく埋没し、金融は固定して、産業は發達せず、従ひて國家の進歩を阻害すべし。

## 第四節 通貨及び銀行

通貨は交易を便ならしむる要具なり。未開時代は獸皮、牛羊、布帛、米穀、珠貝等を用ひ、我國にては主として米麥を以て物價の標準としたり。されど文明の進歩に伴ひて、金屬を以て貨幣とするに至り、その中最も貴重にして、價格の高下少き黄金を以て本位貨幣とするは、近世諸邦の普通制なり。我國も亦金貨を以て本位貨幣とし、少額の取引に供するがため、銀、白銅、銅を以て補助貨とす。而して貨幣は凡て政

府の鑄造に係る。

然れども貨幣は流通に不便なるがゆゑに、兌換券を以て之に代用す。兌換券は一種の手形なり、之を發行するには、日本銀行に引換の準備を要す。其準備に二種あり、一を正貨準備と云ひ、一を保證準備と云ふ。正貨準備とは正金を備へ、保證準備とは公債證書、大藏省證券等を備へ置くものとす。兌換券は何時にても券面額の金銀貨と交換せらるべきものなるを以て、貨幣に代はるの效力を有す。

銀行は、資力の餘裕ある者と、不足なる者との仲介

者となりて、貸借を便にし、實業の發達を助くる機關なり。その主要なる營業は預金、貸金、爲替及び手形の割引を爲すに在り。

手形は、營業者の銀行に對する信用に基づき、現金を用ひずして、巨額の取引を爲すを得しめ、國內の通貨に數倍の運用を與ふるものなれば、進歩したる商業には缺くべからず。諸種の手形を處理するためには手形交換所あり。

## 第十一章 國家の膨脹

### 第一節 臺灣及び樺太

此の節は、明治二十年の樺太と臺灣の併合を論じてゐる。

うけつぎし國の柱のうごきなく

御製

さかえゆく世をなほいのるかな

臺灣は嘗て西班牙人、和蘭人の此に殖民せしことあり、後には久しく支那に屬したりき。はじめ我國人のこれと交通せしや、呼ぶに高砂嶋の稱を以てせり。明治二十八年、清國の讓與に由りて、我國の領土となる。乃ち總督府を置きて、其統治を計り、軍隊を

置き、學校を設け、鐵道を敷きて、文化の普及に勉めしかば、土民も次第に歸順して、皇澤に浴するに至れり。また内地人の移住する者も年々に加はりて、天與の富源は漸次に開發せられ、生産の諸業は前途頗る多望なり。

樺太はもと邦人の發見に係りて、夙に我國の領土なりしが、明治の初年、露國との境界問題を決定したる際、千島と交換すとの名義の下に、一旦露國の有となりたりき。然るに明治三十八年、露國の讓與に由りて、同嶋北緯五十度以南の地は我國の有に歸し、政

府は此に民政廳を置き、守備隊を駐屯せしめて、森林、漁業等の富源を開くに努めつゝあり。

日韓合邦之致

合邦成りて人皇の  
山河も一統に成りて  
神功以來の御世も  
天啓の御世も一統に  
去大系の御世も  
合邦成りて人皇の  
山河も一統に成りて  
神功以來の御世も  
天啓の御世も一統に  
去大系の御世も

### 第二節 韓國の保護

我國は神代よりして朝鮮と交通し、人皇の御世に至りしや、三韓風に朝貢して屬邦の禮を執りたりき。然るに其後久しく來貢を絶ちしより、豊臣氏の遠征となり、徳川氏に至りては更に好を修め、將軍の襲職する毎に、朝鮮は來聘使を遣りて、之を慶賀するを例としたり。

維新の後、韓國が舊交を繼ぐことを欲せざりしより、朝野に征韓の議を唱ふる者少からざりしが、我政

府は遂に平和の裡に之と修好を約し、韓國の獨立を保證したり。

外交の頻繁となるに従ひ、日韓兩國の關係はいよいよ密接となり、韓國を保全するは即ち我國の存立を安固にし、また東洋の平和を保障する所以となれり。こゝに於てか、日本は之に臨むに恩威を以てし、弊政を革め、治安を圖りて、獨立國の實を擧げしめんとしたり。然るに韓國の形勢は東洋の禍根となり、遂に二回の大役となりぬ。

今や韓國は我保護の下にあり、我國は此に統監府



を置きて、百般の政務を統轄し、殊に外交、軍事、司法、警察等の權を掌握して、國政の刷新を扶け、生産の發達を計れり。

### 第三節 關東州の租借

關東州はもと、露國が清國より租借せる地なりしが、明治三十七八年戰役の結果、露國は其租借權を我に讓與したり。乃ち此に都督府を置きて、その政務、軍事を統べしめ、また鐵道を經營して、富源の開發に従事せしむ。斯くして韓國を防護し、兼て東洋の平和を維持す。

國家の膨脹に伴ひて、國民も亦須らく發展に力を致すべし。臺灣や、樺太や、韓國や、何れが生産に可な

らざる。盛に移住して、産業に努め、國力の増大を計るべきなり。

## 第十二章 國民の教化

### 第一節 教育の道

御製

たゞしくもおひしげらせよ教草  
をとこをみなの道をわかちて

國家の制度既に備はり、財力また豊かなりとも、民にして教無くんば、安んぞ能く國體の精華を發揚し、光輝ある歴史を繼承し、立憲國民たるの名實を全うして、帝國の富強を致すことを得んや。

崇神天皇の詔して、民を導くの本は教化にありと

宣ひしよりこのかた、歴代の天皇常に學問を勵まし給ひ、武門の政もまた文事を怠らず、教育の道遍く行はれて、國基を固くしたればこそ、我等生まれて明治の盛代に逢ふことを得たるなれ。日本の今日あるは、實に我等の祖先が蒔きし教草の花を開き、實を結びたるものなり。

今上陛下夙に國民男女の教育を軫念あらせられ、御即位の初、既に「知識を世界に求め、大に皇基を振起すへし」と誓はせ給へり。明治五年、泰西の法に則りて、始て學制を頒布せられ、「自今以後一般の人

民必ず、邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期す」と仰せ出されて、教育の方針を定め給ひぬ。これより政府は全國に大中小の學校を設け、男女の秀才を海外に留學せしめ、民間また之に應じて、教育の普及を計りしかば、其制度年を逐ひて整へり。

國民は其子女をして、滿六歳より滿十二歳に至るまで、小學教育を受けしむる義務ありて、貴賤男女の別なく、皆就學するの權利を得たり。由來邦人は學を好み、教育を重んず、故に今や山村僻邑も、學校を有

せざるの地無く、文字を解せざるの徒無し。義務教育に就ける男女兒童の數は、殆どその比例を同じくす。加ふるに、中等教育、高等教育、實業教育及び専門教育を授くる官公私立の學校は全國に多く、女子教育の道また備はれり。

教育制度の確定するや、陛下は明治二十三年十月、教育に關する勅語を下し給へり。

朕惟フニ、我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我カ臣民克ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我カ國體ノ

精華ニシテ、教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス。爾臣民父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己ヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、學ヲ修メ、業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓發シ、徳器ヲ成就シ、進テ公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重シ、國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ、義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ。是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン。

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス、朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ、咸其ノ